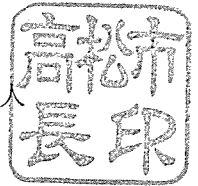


高松市太田上町 915 番地 1
株式会社ライフィックスホールディングス
代表取締役 向井 信朝 様

高松市長 大西 秀 人



開発行為 許可 不許可 通知書

令和6年11月1日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する 許可しない、ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件（不許可の理由）

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁①～⑤の載荷重は 5.0kN/m²以下とすること。
- ・道路擁壁①、②及び特殊街渠柵の載荷重は 10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市多肥上町 字横市
2116 番 2、同番 3、同番 31、
同番 32、2117 番 2

3,249.54 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中は安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

令和 6 年 11 月 / 日

(宛先) 高松市長

住 所 高松市太田上町915番地1
 許可申請者 氏名又は名称 株式会社ライフックスホールディングス
 及び代表者名 代表取締役 向井信朝

(電話番号 087-813-8772)

都市計画法 第29条第1項 第29条第2項 の規定により、開発行為の許可を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	高松市多肥上町字横市 2116-2, 2116-3, 2116-31, 2116-32, 2117-2
	2 開 発 区 域 の 面 積	(実測) 3249.54 平方メートル
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	一戸建ての住宅 (9戸)
	4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	高松市林町2138番地1 リュウマンホールディング株式会社 代表取締役 柳萬聖隆
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和 6 年 11 月 15 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 7 年 8 月 31 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	自己用外
	8 法第34条の該当号および該当 する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	令和 6年11月 1日 第 R6-83号	
※ 許 可 に 附 した 条 件	安全施設を完備して施工すること 排水施設を完備すること	
※ 許 可 番 号	令和 6年11月 15日 第 R6-83号	

- 注 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他法令による許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 8 この申請書に必要な添付図書及び手数料は、裏面のとおりで。

連絡先 氏名 横井事務所
TEL 087(848)0003

手数料金額	レシートNo.
円	

開 発 許 可 申 請 図 書

図書の種類	明示すべき事項又は添付図書	(縮尺)	備 考	
設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設計画等		自己の居住用のときは不要	
開発区域位置図	開発区域の位置を示した地形図、方位	1/50,000以上		
開発区域区域図	開発区域の境界、地形、方位	1/2,500以上		
設計 図 へ 設計者 記名 押印 ▽	現況図	開発区域の、地形、方位、開発区域内及び周辺の公共施設等(カーブミラー、電柱等)	1/2,500以上 公共施設は着色すること 公道(薄茶)、水路(青)	
	土地利用計画図	公共施設の位置及び形状、予定建築物の概要、開発区域内外の道路の位置・形状・幅員等(移設後のカーブミラー、電柱等)	1/1,000以上	
	造成計画平面図	切土・盛土の表示、がけ・擁壁の位置、道路の位置・形状・幅員・勾配等。開発道路がある場合は、道路の縦横断面図	1/1,000以上	着色すること 切土(黄)、盛土(赤)
	造成計画断面図	切土、盛土をする前後地盤面	1/1,000以上	着色すること 切土(黄)、盛土(赤)
	排水施設計画平面図	排水区域界、排水施設の位置・形状・勾配、水の流れる方向、吐口の位置、放流先等。開発道路内に下水道本管を布設する場合は、計画縦断面図。	1/500以上	必要に応じ排水計算書を添付のこと
	給水施設計画平面図	給水施設の位置・形状、取水方法、消火栓の位置等	1/500以上	自己の居住用のときは不要
	がけの断面図	がけの高さ・勾配・土質、切土・盛土をする前の地盤面、がけ面の保護方法等	1/50以上	着色すること 切土(黄)、盛土(赤)
擁壁の断面図	擁壁の設計断面、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質等。二次製品を使用する場合は、「認定書」の写し	1/50以上	必要に応じ構造計算書を添付のこと	
丈量図	開発区域の境界、方位			
予定建築物の概要	予定建築物の平面図、立面図等を添付のこと			
公共施設の管理に関する書類	開発行為に伴う公共施設の管理、帰属等を明示、新旧の公共施設対象図を添付のこと			
公共施設管理同意書	開発行為に関係がある公共施設管理者の同意書等	道路(国・県・市)・水道・下水(汚・雨) 消防・太田2・その他()		
公共施設管理協議書	公共施設の管理、土地の帰属等についての協議経過	道路(国・県・市)・水道・下水(汚・雨) 消防・太田2・その他()		
開発行為施行同意書	施行同意書押印の印鑑証明書を添付のこと。土地登記簿記載の住所と印鑑証明書記載の住所が異なる場合は、住民票を添付			
資金計画書	融資証明書 または 残高証明書			
申請者の資力、信用に関する申告書	納税証明書、財務諸表、資格証明書、法人登記簿謄本を添付		自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満のときは不要	
工事施工者の能力に関する申告書				
設計者の資格に関する申告書	卒業証明書、資格証明書を添付のこと		開発区域の面積が1ha未満のときは不要	
土地登記簿謄本	公図の写しを添付すること			
住民票	申請者(法人の場合は法人登記簿謄本)			
他法令許可の写し	農地転用、道路(承認工事・掘削・占用)、林地開発、公共用財産の許可(用途廃止通知まで要)等		申請中のときは申請書の写し	

※申請に応じて、許可基準を満たす区域外道路の路線・幅員の明示(2車線以上の幹線道路まで)、事業計画書 等

開 発 行 為 許 可 申 請 手 数 料

開 発 行 為 の 許 可 申 請				
開発区域の規模		自己の居住用	自己の業務用	その他
(ha)	(ha)	(円)	(円)	(円)
	0.3未満	22,000	30,000	130,000
0.3以上	0.6 "	43,000	65,000	190,000
0.6 "	1.0 "	86,000	120,000	260,000
1.0 "	3.0 "	130,000	200,000	390,000
3.0 "	6.0 "	170,000	270,000	510,000
6.0 "	10.0 "	220,000	340,000	660,000
10.0 "		300,000	480,000	870,000